

# 秋田県公報

## 目 次

告示	ページ
○市町村が処理することとする権限移譲対象事務の範囲等の一部改正(一九二・市町村課)……………	1
○秋田県北部老人福祉総合エリアにおける利用料金の変更(一九三・長寿社会課)……………	1
○秋田県中央地区老人福祉総合エリアにおける利用料金の変更(一九四・長寿社会課)……………	2
○漁船損害等補償法による付保義務の発生(一九五・団体指導室)……………	3
○保安林予定森林の指定通知(一九六・二〇三・水と緑の森づくり課)……………	3
公 告	
○土地改良区の役員の退任及び就任の届出(鹿角地域振興局農林部)……………	5
○土地改良区の役員の退任及び就任の届出(由利地域振興局農林部)……………	5
○土地改良区の役員の退任及び就任の届出(由利地域振興局農林部)……………	5
○県営土地改良事業工事の完了(由利地域振興局農林部)……………	5
○土地改良区の役員の退任及び就任の届出(仙北地域振興局農林部)……………	5
○土地改良区の定款変更の認可(平鹿地域振興局農林部)……………	6
○県営土地改良事業工事の完了(平鹿地域振興局農林部)……………	6
選挙管理委員会告示	
○選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数(七六)……………	6
○各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数(七七)……………	6
公安委員会告示	
○猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会の実施(四三・生活環境課)……………	6

## 告 示

### 秋田県告示第九十二号

市町村が処理することとする権限移譲対象事務の範囲等(平成十八年秋田県告示第三百三十六号)の一部を次のように改正し、平成二十一年十月一日から施行する。

平成二十一年四月二十一日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

「七十四の二」を「七十四の二の二」とし、第七十四の表の次に次の表を加える。

七十四の二 条例別表七十二の三の二に定める事務

市町村の名称	市町村が処理を開始する期日
横手市、大館市、鹿角市、北秋田市、にかほ市、小坂町、上小阿仁村、美郷町、羽後町	平成二十一年十月一日

### 秋田県告示第九十三号

秋田県北部老人福祉総合エリア条例(平成十七年秋田県条例第六十三号)第十一条第一項の規定の例により、次のとおり秋田県北部老人福祉総合エリアの使用に係る利用料金を承認したので、同条第三項の規定の例により、公告する。

承認した秋田県北部老人福祉総合エリアの使用に係る利用料金は、平成二十一年五月一日から適用する。

平成二十一年四月二十一日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

一 コミュニティセンター  
(一) 施設利用料

区 分	利用料金の額
会議室	一時間につき 一、三〇〇円
研修室	一時間につき 一、五〇〇円
視聴覚室	一時間につき 一、五〇〇円
多目的ホール	一時間につき 二、五〇〇円

### 備考

- 一 この表に掲げる施設(宿泊室を除く。)の使用については、使用時間が一時間未満であるときは一時間とし、使用時間に一時間未満の端数があるときは当該端数を一時間とする。
- 二 この表に掲げる施設(宿泊室を除く。)の使用において、使用者が入場料(使用者が、いずれの名義でするかを問わず、これらの施設の入場者から徴収するその入場の対価をいう。)を徴収するとき又は使用者が入場料を徴収しない場合で営業その他これに類する目的をもって使用するときの利用料金の額は、この表に定める額に一・五を乗じて得た額とする。
- 三 この表において「幼児」とは、三歳から小学校就学の始期に達するまでの者をいう。

(二) 設備使用料

区 分	利用料金の額(一式一回につき)
スライド用映写機	五八〇円(会議室、視聴覚室、多目的ホール、研修室使用の際は、無料)
オーバーヘッドプロジェクター	五八〇円(会議室、視聴覚室、多目的ホール、研修室使用の際は、無料)
	五八〇円(会議室、視聴覚室、

施設	利用料金の額	
茶室	一時間につき 八六〇円	
文芸室	一時間につき 一、三〇〇円	
陶芸室	一時間につき 一、五〇〇円	
木工室	一時間につき 一、五〇〇円	
料理室	一時間につき 一、五〇〇円	
宿泊室	一般	一人一泊につき 三、〇〇〇円
	小学校児童	一人一泊につき 二、二〇〇円
	幼児	一人一泊につき 一、一〇〇円

プロジェクト ビデオテープレコー ター	多目的ホール、研修室使用の際は、無料） 五八〇円（会議室、視聴覚室、多目的ホール、研修室使用の際は、無料）
---------------------------	--

(三) 休憩使用料

区 分	利用料金の額	
	一般	小学校児童
小学校児童	一人一回につき、三〇〇円。ただし、午後四時以降の使用については、一人一回につき、一五〇円。	一人一回につき、六〇〇円。ただし、午後四時以降の使用については、一人一回につき、三〇〇円。
回数券 (六回券)	一般 三、〇〇〇円	小学校児童 一、五〇〇円

備考 回数券により使用するとき、使用する時間にかかわらず、一人一回につき、一回券を使用することとする。

二 屋内運動広場及びテニスコート

区 分	利用料金の額
屋内運動広場(ゲートボールコートに限る。)	一時間につき 五〇〇円
テニスコート	一面一時間につき 三〇〇円

備考 使用時間が一時間未満であるときは一時間とし、使用時間間に一時間未満の端数があるときは当該端数を一時間とする。

秋田県告示第百九十四号

秋田県中央地区老人福祉総合エリア条例(平成十七年秋田県条例第六十四号)第十一条第一項の規定の例により、次のとおり秋田県中央地区老人福祉総合エリアの使用に係る利用料金を承認したので、同条第三項の規定の例により、公告する。

承認した秋田県中央地区老人福祉総合エリアの使用に係る利用

料金は、平成二十一年五月一日から適用する。  
平成二十一年四月二十一日  
秋田県知事 佐 竹 敬 久

一 コミュニティーセンター  
(一) 施設利用料

区 分	利用料金の額	
	一般	小学校児童
多目的ホール	一人一泊につき 二、五〇〇円	一人一泊につき 一、一〇〇円
視聴覚室	一人一泊につき 一、五〇〇円	一人一泊につき 一、一〇〇円
研修室	一人一泊につき 一、五〇〇円	一人一泊につき 一、一〇〇円
会議室	一人一泊につき 一、三〇〇円	一人一泊につき 一、一〇〇円
茶室	一人一泊につき 八六〇円	一人一泊につき 一、一〇〇円
文芸室	一人一泊につき 一、三〇〇円	一人一泊につき 一、一〇〇円
陶芸室	一人一泊につき 一、五〇〇円	一人一泊につき 一、一〇〇円
木工室	一人一泊につき 一、五〇〇円	一人一泊につき 一、一〇〇円
宿泊室	一人一泊につき 三、〇〇〇円	一人一泊につき 二、二〇〇円

備考

一 この表に掲げる施設(宿泊室を除く。)の使用については、使用時間が一時間未満であるときは一時間とし、使用時間に一時間未満の端数があるときは当該端数を一時間とする。

二 この表に掲げる施設(宿泊室を除く。)の使用において、使用者が入場料(使用者が、いずれの名義であるかを問わず、これらの施設の入場者から徴収するその入場の対価をいう。)を徴収するとき又は使用者が入場料を徴収しない場合で営業その他これに類する目的をもって使用するときの利用料金の額は、この表に定める額に一・五を乗じ

て得た額とする。  
三 この表において「幼児」とは、三歳から小学校就学の始期に達するまでの者をいう。

(二) 設備使用料

区 分	利用料金の額(一式一回につき)
一六ミリ用映写機	二、七〇〇円
スライド用映写機	五八〇円
オーバードヘッドプロジェクター	五八〇円
プロジェクト	五八〇円
ビデオテープレコーター	五八〇円

(三) 休憩使用料

区 分	利用料金の額	
	一般	小学校児童
回数券 (六回券)	一般 三、〇〇〇円	小学校児童 一、五〇〇円
一般	一人一回につき、六〇〇円。ただし、午後四時以降の使用については、一人一回につき、三〇〇円。	一人一回につき、三〇〇円。ただし、午後四時以降の使用については、一人一回につき、一五〇円。

備考 回数券により使用するとき、使用する時間にかかわらず、一人一回につき、一回券を使用することとする。

二 屋内運動広場及び屋内温水プール

区 分	利用料金の額
屋内運動広場(ゲートボールコートに限る。)	一時間につき 五〇〇円
幼児、小学校児童及び中学校生徒	一人一回につき 二〇〇円

屋内温水プール	高等学校生徒及び高等専門学校の学生	一人一回につき 三五〇円
	一般	一人一回につき 五〇〇円
屋内温水プール回数券(六回券)	幼児、小学校児童及び中学校生徒	一、〇〇〇円
	高等学校生徒及び高等専門学校の学生	一、七五〇円
一般		二、五〇〇円

備考

- 一 屋内運動広場の使用については、使用時間が一時間未満であるときは一時間とし、使用時間に一時間未満の端数があるときは当該端数を一時間とする。
- 二 この表において「幼児」とは、三歳から小学校就学の始期に達するまでの者をいう。
- 三 この表において「高等学校生徒及び高等専門学校の学生」には、これらの者に準ずるものを含むものとする。

休憩用施設と屋内温水プールセット利用券	小学校児童	四〇〇円
	中学校生徒	七〇〇円
一般	高等学校生徒及び高等専門学校の学生	八五〇円
		一、〇〇〇円

備考 休憩用施設と屋内温水プールセット利用券は、同日のエリア開場時間内において休憩用施設及び屋内温水プールを使用するときに使用できるものとする。

秋田県告示第九十五号

次の加入区について漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第一百二十二条第一項の規定による同意があったものと認められたので、同法第一百二十二条の二第三項の規定に基づき、告示する。  
平成二十一年四月二十一日

秋田県知事 佐竹 敬久

五里合地区  
西目地区  
脇本地区

秋田県告示第九十六号

農林水産大臣から次の森林を保安林予定森林とする旨の通知があったので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定に基づき、告示する。  
平成二十一年四月二十一日

秋田県知事 佐竹 敬久

保安林予定森林の所在場所

東成瀬村椿川字小銀沢三、字小銀沢出口六の五、七の二、字大間木一、二、一三、一七の二

- 一 指定の目的 土砂の流出の防備
- 二 指定実施要件

(一) 立木の伐採の方法

- (1) 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字小銀沢出口六の五、七の二
- (2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めな
- (3) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
(一) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。  
(二) 「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を農林水産部水と緑の森づくり課、雄勝地域振興局農林部及び東成瀬村役場に備え置いて縦覧に供する。

秋田県告示第九十七号

農林水産大臣から次の森林を保安林予定森林とする旨の通知があったので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定に基づき、告示する。  
平成二十一年四月二十一日

秋田県知事 佐竹 敬久

保安林予定森林の所在場所

鹿角市八幡平字尻無沢二の二四(次の図に示す部分に限る。)、二の二五

- 一 指定の目的 土砂の崩壊の防備
- 二 指定実施要件

(一) 立木の伐採の方法

- (1) 主伐は、択伐による。
- (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
(一) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。  
(二) 「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を農林水産部水と緑の森づくり課、鹿角地域振興局農林部及び鹿角市役所に備え置いて縦覧に供する。

秋田県告示第九十八号

農林水産大臣から次の森林を保安林予定森林とする旨の通知があったので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定に基づき、告示する。  
平成二十一年四月二十一日

秋田県知事 佐竹 敬久

保安林予定森林の所在場所

北秋田市阿仁笑内字笑内下モ五六、五六の三、五六の八、五六の九、八七の一、九〇の一、九八の一

- 一 指定の目的 土砂の崩壊の防備
- 二 指定実施要件

(一) 立木の伐採の方法

- (1) 主伐は、択伐による。
- (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
(一) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。  
(二) 「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を農林水産部水と緑の森づくり課、北秋田地域振興局農林部及び北秋田市役所に備え置いて縦覧に供する。

秋田県告示第九十九号

農林水産大臣から次の森林を保安林予定森林とする旨の通知があったので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定に基づき、告示する。  
平成二十一年四月二十一日

秋田県知事 佐竹 敬久

保安林予定森林の所在場所

北秋田市阿仁荒瀬字念佛沢四三の三八

二 指定の目的 土砂の崩壊の防備  
三 指定施業要件

- (一) 立木の伐採の方法
- (1) 主伐は、択伐による。
- (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。
- (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を農林水産部水と緑の森づくり課、北秋田地域振興局農林部及び北秋田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

秋田県告示第二二〇号

農林水産大臣から次の森林を保安林予定森林とする旨の通知があったので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定に基づき、告示する。

平成二十一年四月二十一日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

一 保安林予定森林の所在場所

由利本荘市深沢字七曲四八の四、四八の六、四八の九、四八の一〇、四八の一、四八の一七、四八の二六、四八の二七、四八の二九、四八の三一、四八の三五、四八の三六、四八の四〇、四八の六一、四九の一三、四九の一六、四九の一七、四九の二七から四九の二九まで、四九の六六、四九の六七、四九の七〇から四九の七二まで、四九の七四から四九の八一まで

二 指定の目的 土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- (1) 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字七曲四八の九・四八の三五・四八の四〇・四八の六一・四九の六六・四九の六七・四九の七一・四九の七二・四九の七五（以上九筆について次の図に示す部分に限る。）
- (2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めな

い。

- (3) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を農林水産部水と緑の森づくり課、由利地域振興局農林部及び由利本荘市役所に備え置いて縦覧に供する。）

秋田県告示第二二〇号

農林水産大臣から次の森林を保安林予定森林とする旨の通知があったので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定に基づき、告示する。

平成二十一年四月二十一日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

一 保安林予定森林の所在場所

山本郡藤里町藤琴字堰根沢一〇の三、一〇の五、一〇の一〇、一〇の一七から一〇の二〇まで

二 指定の目的 土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- (1) 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字堰根沢一〇の三・一〇の五・一〇の一七・一〇の一〇・一〇の二〇（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）
- (2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めな

い。

- (3) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を農林水産部水と緑の森づくり課、山本地域振興局農林部及び藤里町役場に備え置いて縦覧に供する。）

秋田県告示第二二〇号

農林水産大臣から次の森林を保安林予定森林とする旨の通知があったので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定に基づき、告示する。

平成二十一年四月二十一日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

一 保安林予定森林の所在場所

北秋田市阿仁荒瀬字念佛沢二七、二九の一、二九の六、二九の一七、二九の一八、四〇の一、字段ノ上一六七、一六八、一六九の一

二 指定の目的 土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- (1) 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字念佛沢二九の一・二九の六・四〇の一（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）
- (2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めな

い。

- (3) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を農林水産部水と緑の森づくり課、北秋田地域振興局農林部及び北秋田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

秋田県告示第二二〇号

農林水産大臣から次の森林を保安林予定森林とする旨の通知があったので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定に基づき、告示する。

平成二十一年四月二十一日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

一 保安林予定森林の所在場所

能代市母体字水ノ口六三、七〇、七九

指定の目的 土砂の崩壊の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- (1) 主伐は、択伐による。
- (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を農林水産部水と緑の森づくり課、山本地域振興局農林部及び能代市役所

公 告

に備え置いて縦覧に供する。

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、小坂町土地改良区から次のとおり役員(の)の退任及び就任の届出があつたので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。

平成二十一年四月二十一日

秋田県知事 佐竹 敬久

一 退任理事の住所及び氏名

鹿角郡小坂町荒谷字荒川七六番地	福田 穰
小坂字中前田三一番地	工藤 亮
大地字上羽ノ木田四五番地二	亀田 勝美
上向字鳥越二五番地	和田 耕治
字下牛馬長根五五番地	木村 安吉
大地字上村一一四番地二	宮 政義
小坂字下平五番地二	熊谷 周幸
字大生手五五番地一	木村 実
字村上八番地	木村 久
字余路米八番地	伊藤嘉久美
荒谷字荒川二三番地	免澤 福男
小坂字冷川四六番地	川口 清治
就任理事の住所及び氏名	
鹿角郡小坂町荒谷字荒川七六番地	福田 穰
小坂字上小坂二一番地一	細越 勝司
大地字上羽ノ木田四五番地二	亀田 勝美
上向字鳥越二五番地	和田 耕治
字赤坂二番地一	成田 喜一
大地字上村一一四番地二	宮 政義
小坂字下平五番地二	熊谷 周幸
字大生手五五番地一	木村 実
字村上二六番地二	多田 正人
字余路米八番地	伊藤嘉久美
荒谷字荒川二三番地	免澤 福男
小坂字冷川四六番地	川口 清治
退任理事の住所及び氏名	
鹿角郡小坂町小坂字中七一番地二	澤口 弘
字相内七番地一	中村修太郎
大地字上前田二一番地二	亀田 貫一
就任理事の住所及び氏名	

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、内越土地改良区から次のとおり役員(の)の退任及び就任の届出があつたので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。

平成二十一年四月二十一日

秋田県知事 佐竹 敬久

一 退任理事の住所及び氏名

鹿角郡小坂町小坂字中七一番地二	澤口 弘
字相内七番地一	中村修太郎
大地字上前田二一番地二	亀田 貫一
就任理事の住所及び氏名	
由利本荘市内越字漆畑百八十六番地	佐々木絃一
山田字細越一番地	田口 光雄
中館字家ノ前百六十六番地	齋藤 貞雄
川口字家ノ後三百五十七番地	三浦 和則
福山字畑添六十四番地	田仲 忠雄
中館字上場口百五十五番地	小林 紀一
赤田字袖振百八番地	小林 良昭
牛寺字境目百六十四番地	堀 光
内越字家ノ前百五十一番地	高野 静男
土谷字土屋百二十三番地一	佐々木英夫
畑谷字東畑谷七番地	田口 渉
川口字後野九十五番地	渡辺 薫
赤田字十二柳三十二番地	加藤 茂作
内黒瀬字堤沢十番地	鎌田 守正
大浦字中崎六十六番地四	能登屋貞敏
就任理事の住所及び氏名	
由利本荘市内越字漆畑百八十六番地	佐々木絃一
山田字細越一番地	田口 光雄
川口字家ノ後三百五十七番地	三浦 和則
福山字畑添六十四番地	田仲 忠雄
赤田字十二柳三十二番地	加藤 茂作
大浦字中崎六十六番地四	能登屋貞敏
赤田字上田表百二十四番地一	佐々木孝一
中館字上場口百六十六番地	堀 善一
内黒瀬字古屋敷百四十二番地	川津 利幸
土谷字谷地五十三番地	佐藤 剛
退任理事の住所及び氏名	
由利本荘市川口字家妻百七十三番地二	小川 久
内越字大滝二百六番地	中村 善男
赤田字後田二番地	田口 作内

次の県営土地改良事業につき、その工事を次のとおり完了したので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第一百三十三條の二第三項の規定に基づき、公告する。

平成二十一年四月二十一日

秋田県知事 佐竹 敬久

一 県営土地改良事業(大戸屋地区ため池等整備事業)

完了年月日 平成二十一年三月二十七日

二 県営土地改良事業(提鍋地区ため池等整備事業)

完了年月日 平成二十一年一月二十三日

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、次の土地改良区から次のとおり役員(の)の退任及び就任の届出があつたので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。

平成二十一年四月二十一日

秋田県知事 佐竹 敬久

一 大仙市協和小種土地改良区

(一) 退任理事の住所及び氏名

大仙市協和小種字上鏡台二百四十四番地三十九	加藤 正孝
字鏡台百四十七番地	加藤 孝雄
字鏡台三番地	加藤 征郎
字上鏡台二百四十四番地二十一	工藤 寛一
字下鏡台七十三番地	加藤 茂
字木形台百四十六番地六	佐藤 英雄
字車田山二番地四	加藤 輝男
字木形台百四十六番地五	佐藤 一司
就任理事の住所及び氏名	
大仙市協和小種字上鏡台二百四十四番地三十九	加藤 正孝
字上鏡台二百四十四番地十五	工藤 修
字鏡台百四十七番地	加藤 孝雄
字割地十三番地	会場 一男
字鏡台三番地	加藤 征郎
字車田山二番地四	加藤 輝男
字上鏡台二百四十四番地二十九	畠山 茂忠
字下鏡台七十三番地	加藤 茂
字木形台百四十六番地五	佐藤 一司

四 就任理事の住所及び氏名

由利本荘市赤田字後田二番地	田口 作内
川口字家妻百七十三番地二	小川 久
中館字家ノ前百六十六番地	齋藤 貞雄

- (三) 退任監事の住所及び氏名
  - 大仙市協和小種字福部羅百二十二番地六
  - 字上野百一番地
  - 字割地十三番地
- (四) 就任監事の住所及び氏名
  - 大仙市協和小種字福部羅百二十二番地六
  - 字上野百一番地
  - 字田仲野三十一番地

大仙市協和小種字福部羅百二十二番地六  
 加藤 末道  
 加藤 次郎  
 会場 一男

大仙市協和小種字福部羅百二十二番地六  
 加藤 末道  
 加藤 次郎  
 金 正行

大仙市北橋岡字北橋岡百八十七番地  
 石山 金悦

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、秋田県南旭川水系土地改良区から申請があった定款変更について、平成二十一年四月十四日認可したので、同条第三項の規定に基づき、公告する。

平成二十一年四月二十一日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

次の県営土地改良事業につき、その工事を次のとおり完了したので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第百十三条の二第三項の規定に基づき、公告する。

平成二十一年四月二十一日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 一 県営土地改良事業(杉沢地区経営体育成基盤整備事業)
  - 完了年月日 平成二十一年三月二十五日
- 二 県営土地改良事業(大森地区かんがい排水事業)
  - 完了年月日 平成二十一年三月二十七日

選挙管理委員会告示

秋選管告示第七十六号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十四条、第七十五条、第七十六条、第八十一条及び第八十六条並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)第八条の規定による選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数(その総数が四十万を超える場合にあっては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)は、次のとおりである。

平成二十一年四月二十一日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

五十分の一の数 一八、七四一

三分の一の数(選挙権を有する者の総数が四十万を超える場合にあっては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数) 二二二、八四二

秋選管告示第七十七号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第八十条の規定による選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超える場合にあっては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)は、次のとおりである。

平成二十一年四月二十一日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

選挙区別	秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一
秋田市	八九、四九四
能代市山本郡	二六、七九八
横手市	二八、四一八
大館市	二二、六七九
男鹿市	九、八一四
湯沢市雄勝郡	二〇、九〇四
鹿角市鹿角郡	一一、八九五
由利本荘市	二四、三四八
潟上市	九、七二七
大仙市仙北郡	三三、二四一
北秋田市北秋田郡	一一、七八五
にかほ市	七、八三四
仙北市	八、七五二
南秋田郡	七、六六四

公安委員会告示

秋田県公安委員会告示第43号

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第5条の3第1項の規定による猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を実施するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令(昭和33年政令第33号)第5条の8第2項の規定に基づき、公表する。

平成21年4月21日

秋田県公安委員会委員長 柴 田 寛 彦

発行者 秋 田 県  
 秋田市山王四丁目一番一号  
 購読料金 一月三千六百七十五円(税込)

- 1 実施年月日 平成21年5月26日(火) 午前9時から午後4時30分まで
- 2 実施場所 秋田市山王五丁目9番6号 警察共済組合秋田県宿泊所 ふきみ会館
- 3 講習科目及び講習時間数 猟銃及び空気銃の所持に関する法令並びに猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱いについて5時間実施する。
- 4 受講定員 20人
- 5 受講申込みに必要な書類
  - (1) 受講申込書 2通
  - (2) 写真 2枚

写真は、受講申込書を提出する前6か月以内に撮影した無帽、無背景の顔写真で大きさが3センチメートル四方のものとする。

なお、郵送による申込みは、受け付けない。

- 6 受講申込み等
  - (1) 申込用紙の交付 各受付場所において交付する。
  - (2) 受付期間 日曜日及び休日(国民の休日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日をいう。)を除き、平成21年4月21日(火)から同年5月20日(水)までの午前8時30分から午後5時まで。ただし、定員20人で締め切る。
  - (3) 受付場所 住所地在を管轄する県内の各警察署
- 7 講習手数料 6,800円
- 8 受講申込書を提出する際、秋田県証紙により納付すること。

その他

- (1) 講習終了後調査を行い、講習に係る事項を修得したと認められる者に対し、講習修了証明書を交付する。
- (2) 講習について不明の点は、秋田県警察本部生活安全部生活環境課危険物対策係(電話018-863-1111内線3168)又は県内の各警察署生活安全係(秋田中央警察署にあっては生活環境係)に問い合わせること。

印刷所 秋田市山王七丁目五番二十九号  
 株式会社 松原印刷社  
 電話 018-771-1111 FAX 018-771-1111  
 E-mail matsubarara@matsubararainatsu.co.jp

印刷者 秋田市山王七丁目五番二十九号  
 松原 繁 雄